

問題社員、病気・事故・トラブル をめぐる法律実務講習会

社団法人

東京建設業協会

会員対象 無料

従業員の交通事故や通勤途上の事故・ケガ等の対処のほか、近年では過労死の認定基準の範囲も拡大され、労働災害における企業責任が厳しく追及される時代になっています。また、セクハラ、多重債務、自己破産等刑事事件を起こすいわゆる『問題社員』に対しても、その対応の基本となる法律を理解し、トラブル防止のための就業規則の整備にも取り組む必要があります。

本講習会では、『問題社員』や日常起こり得る病気・事故・トラブルをめぐる法律問題について、労働法的側面からの危機管理・対処のあり方を解説します。

関係各位の多数のご参加を得られますようご案内申し上げます。

開催日時

平成17年2月23日（水）午前10時～午後4時30分

内容と講師

- ・ 労災補償制度の仕組みと会社の損害賠償責任
 労災補償とは、労災補償制度と労災保険制度、業務災害と通勤災害
 会社の損害賠償責任との関係
- ・ 従業員の病気をめぐる法律問題
 健康の保持・管理は誰の責任か、職業上の病気とそれ以外の病気（私病）
 職業上の病気と会社の法的責任、私病と会社の法的責任
 過労死・過労自殺をめぐる問題、従業員の健康問題に関する法的留意点
- ・ 従業員の事故・トラブルをめぐる問題
 自動車事故に関する問題、セクハラに関する苦情を受けた場合
 内部告発に関する問題、私生活とのかかわりに関する問題
 退職・解雇に関する問題

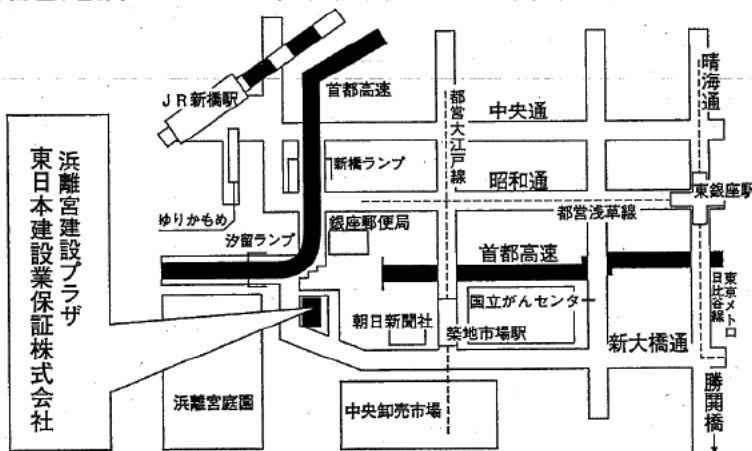
講師 社団法人日本経営協会 講師
弁護士 山中健児氏

申込方法

- ・ 裏面申込書によりFAX（03-3555-2170）にてお申込み下さい。
- ・ 定員（80名）（1社何名様でもお申込みできます）
- ・ 申込が受け付けられますと、申込書に受付番号を記入の上、返送いたします。
- ・ 申込が受け付けられない場合は、その旨ご連絡いたします。

会場

浜離宮建設プラザ 10階大会議室 中央区築地5-5-12〔TEL03-3545-5156〕



都営大江戸線
「築地市場駅」 A-2番出口から徒歩5分
JR・銀座線・都営浅草線・ゆりかもめ
「新橋駅」から徒歩10分
都営浅草線・日比谷線
「東銀座駅」から徒歩15分

問い合わせ先

社団法人東京建設業協会 講習会係（TEL 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170）

〒104-0032 中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 5階

各種研修会等のご案内については、東建ホームページ（<http://www.token.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧下さい。